

Hiroshima NOW

3

やさしい日本語 No. 23

2024

税の申告をする ひつようがある人へ

3月15日（金曜日）までに 税の申告をしてください

「ひろしま市民と市政」1月15日号（pp4-5）

2月16日（金曜日）から 3月15日（金曜日）は 税の申告をする「確定申告」の期間です。
 今回の確定申告をすると 令和5年（2023年）1月1日から 12月31日までの 1年間の
 所得※1の金額と 所得税※2の金額が決まります。

※1 給料などで 自分に入ったお金

※2 所得があった人が 国にはらう税金



1. いつまでに 税の申告をしますか？

- 所得税・復興特別所得税、市・県民税、贈与税は、

3月15日（金曜日）までです。

- 個人事業者の消費税・地方消費税は、

4月1日（月曜日）までです。

👉 税の申告をするひつようがある人が 自分の国に帰るときは 日本を出る前に 税の申告を
 してください。

2. だれが 税の申告をしますか？

みんなが税の申告をする ひつようはありません。あなたが 税の申告をする ひつようがある人
 か ひつようがない人か わからないときは 下の「4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書
 を出したいとき」に 書いてある相談窓口で 相談してください。

👉 医療費控除※3や 社会保険料控除※4などを受けて 所得税の還付※5がある人は 確定申告をして
 ください。

※3 「医療費控除」とは、1月1日から12月31日までの 1年のあいだに、あなたが あなた
 または あなたの家族のために 払った医療費が 決められた金額より多く払ったとき
 払いすぎた お金もどってくることです。

※4 「社会保険料控除」とは、あなたが あなたの社会保険料を払ったとき または あなたの
 配偶者<=夫や妻>や ほかの家族の人が 払わなくてはならない 社会保険料を あなたが
 払ったとき 所得税が 少なくなることです。

★「社会保険料」とは 国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などに払う お金 のことです。

※5 「還付」とは、払いすぎたお金が もどってくることです。

👉 災害で被害を受けたり、税金を払うことが難しくなったりしたとき 減免※6や猶予※7を受け ることができます。くわしいことは 市税事務所市民税係または 税務室に相談してください。

※6 「減免」とは 払う税金が少なくなったり 払わなくてよくなったりすることです。

※7 「猶予」とは 税金を払う日を 待ってもらうことです。

3. どうやって 「申告書」 <=税を申告するための書類>を つくりませんか？

(1) どこで 申告書をもらうことができますか？

- 所得税の確定申告書などは 国税庁のホームページから ダウンロードすることができます。または 税務署などで もらうことができます。
- 市・県民税の申告書は 広島市役所のホームページから ダウンロードすることができます。または 市税事務所市民税係・税務室でもらうことができます。

(2) 申告するために 何がいらいますか？

税の申告をするために ひつような書類は 人によってちがいます。くわしいことは 国税庁 や 広島市役所のホームページを見てください。または あなたが住んでいるところの 税務署 や 市税事務所・税務室に聞いてください。

★ 申告書にはマイナンバーを 書かなくてはいけません。そのため つぎの①または② の どちらかがいらいます。①のマイナンバーカードを 持っていない人は ②のものが いらいます。

① マイナンバーカード

② マイナンバーがわかるもの。(たとえば「通知カード※」などです。) また あなたの ことがわかるもの (たとえば 在留カード、運転免許証、国民健康保険証などです。) を 見せるか、コピーをつけてください。

※ 「通知カード」は カードに書いてある 名前と住所などが 住民票と同じとき だけ 使うことができます。

(3) 確定申告書は 国税庁のホームページでも つくるができます。(「e-Tax」といいます。)

スマートフォンや パソコンで 確定申告書をつくって、e-Tax で送ることができます。 e-Taxをつかうと 家などから 税の申告の手続きをすることができます。

e-Taxは 3月15日まで 24時間いつでも つかうことができます。つくったデータを のこしておけば つぎの年も そのデータを つかうことができます。

e-Taxのくわしいことは、国税庁のホームページを見てください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl> (日本語)



4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき

所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告をする

あなたが住んでいるところの 税務署に申告書を出します。

しかし、広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田に住んでいる人は 2月16日から 3月15日までの間に 「合同申告会場」で 税の申告をしてください。「合同申告会場」のくわしいことは 下を見てください。

※ 廿日市に住んでいる人は 廿日市税務署でも 税の申告をすることができます。また 海田に住んでいる人は 海田税務署でも 税の申告をすることができます。

【広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田税務署の合同申告会場】

場所：「NTTクレドホール」基町クレド（中区基町6-78 パセーラ11階）

あいている日：2024年2月16日（金曜日）から 3月15日（金曜日）まで

申告書を出すことができる時間：午前8時30分から 午後4時まで

申告のことを相談できる時間：午前9時から 午後5時まで

休み：土曜日、日曜日、祝・休日（日本の休みの日）

※ 合同申告会場では スマートフォンで 申告書をつくる お手伝いもします。

★ 会場に入るためには 「入場整理券」 <=会場に入るための チケット>がいます

入場整理券は その日に 会場でごばります。また 会場へ行く前に LINE（ライン）をつかって オンラインで 入場整理券をもらうこともできます。

入場整理券には あなたが 会場に入ることができる時間が 書いてあります。

たくさんの人に 入場整理券をくばった日は ほかの日に来てくださると お願いすることもあります。

と 問い合わせ：税務署

税務署	Tel.	税務署	Tel.
広島東	082-227-1155	廿日市	0829-32-1217
広島南	082-253-3281	海田	082-823-2131
広島西	082-234-3110	吉田	0826-42-0008
広島北	082-814-2111		

市・県民税の申告をする

- 申告書を出すところ：
あなたが住んでいる区の 市税事務所市民税係・税務室に 申告書を出します。
- 申告のことを相談するところ：
区役所や 公民館などで 申告のことを相談できます。いつ、どこで相談できるかを 知りたいときは 広島市役所のホームページを見てください。

と
問い合わせ：

しぜいじむしょしみんぜいかかり どようび にちようび しゆく きゅうじつ にほん やす ひ やす
市税事務所市民税係 ※土曜日、日曜日、祝・休日（日本の休みの日）は 休みです。

しぜいじむしょ 市税事務所	たんとう 担当している区	かかり 係	Tel.
ちゅうおう 中央 なかやくしよない (中区役所内)	なかく 中区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-504-2564
	みなみく 南区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-504-2751
とうぶ 東部 ひがしくやくしよない (東区役所内)	ひがしく 東区	しみんぜいかかり 市民税係	082-568-7719
	あきく 安芸区		
せいぶ 西部 にしやくしよない (西区役所内)	にしく 西区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-532-0942
	さえきく 佐伯区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-532-1012
ほくぶ 北部 あさみなみくやくしよない (安佐南区役所内)	あさみなみく 安佐南区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-831-4935
	あさきたく 安佐北区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-831-5016

ぜいむしつ どようび にちようび しゆく きゅうじつ にほん やす ひ やす
税務室 ※土曜日、日曜日、祝・休日（日本の休みの日）は 休みです。

ぜいむしつ 税務室	Tel.
みなみ みなみくやくしよ 南（南区役所）	082-250-8946
あき あきくやくしよ 安芸（安芸区役所）	082-821-4913
さえき さえきくやくしよ 佐伯（佐伯区役所）	082-943-9716
あさきた あさきたくやくしよ 安佐北（安佐北区役所）	082-819-3913